

#	Q	A
1	システム改修はいつ行われますか。	2021年1月15日（金）17時30分～1月18日（月）7時59分の日程で行います その間、現行システム、新システム共に利用することができませんのでご注意ください。
2	システム改修によって何がかわるのですか。	厚生労働省ホームページに掲載した操作マニュアル、説明会の資料等をご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html
3	Webによる報告ができない医療機関がある場合どうしたらよいですか。 FAXによる報告は受け付けていないのですか。	FAXによる報告は基本的に受け付けておりません。 自院でWebによる報告ができない医療機関については、郡市区医師会等のとりまとめ団体を通じた報告もご検討ください。なお、とりまとめは郡市区医師会に限りません。とりまとめ団体を通じた報告も不可能な医療機関がある場合は、都道府県から厚生労働省に個別にお問い合わせください。
4	ログインするためのIDを付与するためには何をすればいいですか	医療機関の指定をした後、速やかに厚生労働省に指定の報告をお願いします。 指定の報告をもってID付与の手続きをし、登録された医療機関のメールアドレス宛にログインURL、IDおよび初期パスワード設定URLを送付します。そのため、厚生労働省への報告の際には必ずメールアドレスを正確にご記載ください。
5	とりまとめ団体には医師会しかありませんか	いいえ。とりまとめ団体は郡市区医師会に限りません。
6	診療・検査医療機関に指定されていない行政検査を行う医療機関の報告・入力はどうしたらよいですか	都道府県から厚生労働省への指定報告の際、指定日欄に“-”と記入し報告してください。登録アドレス宛にログインURL、IDおよびパスワード設定URLを送付しますので入力を依頼してください。ただし、検査数の報告のみで構いません。
7	診療・検査医療機関に指定されていない行政検査を行う医療機関は、とりまとめ団体による報告はできないのですか	団体とりまとめによる入力はできませんので、医療機関において直接の入力をいただくよう依頼してください。
8	緊急配付要請に関する厚生労働省からの電話及びメールの連絡が来なくなったのですが	1月18日より緊急配付要請が行われた際に都道府県の担当者宛に要請があった旨の通知がメールで送信されます。これに伴い、従来行っていた厚生労働省から都道府県担当者に対する電話及びメールによる連絡は停止しました。
9	G-MISの報告は補助金の支給に利用されますか。	実績の確認のため突合する場合があります。
10	G-MISのID付与前に、補助金の申請はできますか	都道府県による、診療・検査医療機関としての指定がなされていれば申請できます。
11	補助金申請の数字とG-MIS報告の数が違った場合補助金への影響がありますか	補助は実績報告に基づき行いますが、実績の確認のためG-MISデータと突合する場合があります。
12	収集した情報はどのように公開するのですか。	収集した情報については、都道府県に対して、それぞれの区域内の医療機関の情報を即時共有いたします。 診療等に支障のない範囲内で広く一般に提供することが有用な情報に関しては、厚生労働省及び内閣官房のホームページで一般向け情報として公開可能なデータとして提供しております。

※ 「医療機関向けQ&A」と重複している事項は省略しております。必要に応じて「医療機関向けQ&A」もご参照ください。